益城町

議会だより 清水（せいすい）

令和５年（2023）12月定例議会 No.90

「令和６年　二十歳の集い」から

令和５年度一般・特別会計補正予算…… P２
条例改正・その他の審議…… P３・４
常任委員会報告…… P５
町政を問う（９人）…… P７～15
議員視察研修レポート…… P16

令和６年第１回定例議会は３月11日（月）招集予定です。

詳しいことは、議会事務局にお尋ねください。（☎286-3351）

令和５年
第４回 定例議会

令和５年第４回定例議会は、12月11日から19日までの９日間の日程で開催され、令和５年度益城町一般･特別会計会計補正予算（６件）、条例改正13件、工事契約変更・町道の路線認定・公有財産の取得等６件について審議し、全議案とも可決した。12月13日・14日に９名の議員が一般質問を行った。

一般会計補正予算（第６号）

歳入歳出に11億3006.1万円を追加。主な補正項目及び質疑は以下のとおり

解説　一般会計補正予算（第６号）の主な内容は、物価高騰対応重点支援地方給付金を活用した低所得者支援交付金やＬＰガス使用世帯支援補助金等、国の補正予算を活用したものとなっている。また、街路事業等や給与改定に伴う人件費が増額となった。債務負担行為補正では、益城幼稚園長寿命化の改修費として１億２千万円を計上した。

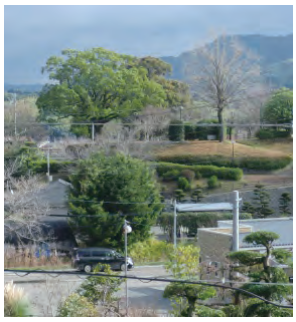
整備予定の木山城址公園

■ 主な補正項目と補正額　（千円）

	補　正　項　目	補正額
歳入	４年度より繰り越し	1,154,432
	国庫支出金	556,601
	基金繰入金	Δ1,159,000
	町　債	242,800
	ふるさと納税	250,000
	計（すべての補正を含む）	1,130,061
歳出	物価高騰対応重点支援地方交付金	266,000
	県道整備負担金	162,400
	ふるさと納税業務委託金	179,710
	益城中央土地区画整理事業負担金	131,079
	LPガス使用世帯支援補助金	37,503
	計（すべての補正を含む）	1,130,061

木山城址公園の景観整備

問　木山城址公園景観整備のための測量設計業務委託費として、１３００万円が計上されているが、その内容は。

答　木山城址公園は、春の桜をはじめ、四季を通じて町内外から多くの人が訪れ、憩いの場になっている。

公園の立地を生かし、市街地を眺望する展望広場や歴史を紹介する施設を整備し、散策したくなるような公園にするため、国の補正予算を活用し、早期に進めたいと考えている。

益城中央土地区画整理事業

問　今回の補正予算に、益城中央土地区画整理事業負担金として、新たに約７０００万円が計上されているが、その理由は。

答　国の経済対策としての補正予算の中から、県が実施している木山土地区画整理事業費の増加分を、令和６年度事業の前倒しとして補正予算に計上した。

なお、増加の内訳は道路事業や、街路灯、土地の整備費等となっている。

給与改定経費

問　今回の職員給与改定に伴い、総額約２１００万円が計上されているが、その内訳について伺う。

答　給与改定による経費２１００万円は、給料改定分が約１２００万円、期末勤勉手当分が約８６０万円となっている。

有線無線放送設備費

問　有線及び無線放送施設等整備費補助金２２０万７千円で整備予定の６地区はどこか。

答　今回整備予定の地区は、平田・下砥川・安永３町内・東無田・上小谷及び田原の６地区を予定している。

益城幼稚園改修事業

問　債務負担行為補正として、益城幼稚園改修事業１億２千万円が計上されているが、理由は。

答　益城幼稚園は建設されて31年が経過しており、長寿命化のための工事を行うもの。益城第２幼稚園との統合のためのものではない。

益城幼稚園

条例改正・その他の審議

今回は、人事院勧告による給与改定等の条例改正13件について慎重に審査し、町長・教育長・議員に関する議案は賛成多数で、その他の議案は全議員賛成で可決した。

■ 提案された主要議案とその内容等

区　分	条例内容
給与改定	職員給与及び期末手当0.1か月分増
	会計年度職員の賞与に勤勉手当を支給
	任期付職員の給与及び期末手当0.1か月分増で支給
	町長の期末手当を0.1か月分増で支給
	教育長の期末手当を0.1か月分増で支給
	議員の期末手当を0.1か月分増で支給
施設使用料改定	公民館条例の改正（使用料の一部増額）
	交流情報センター条例改正（使用料減額）
	総合運動公園テニスコート夜間照明使用料の一部改正
	四賢婦人記念館条例改正（入場料無料） 保健福祉センター使用料改正（一部減額）

職員等の給与改定

解説　人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に伴い、条例を改正する。

主な改正内容は、民間給与と職員給与との格差を解消するため、給料月額を引き上げ、期末勤勉手当を一般職で0・05か月分、再任用で0・05か月分、任期付職員では0・1か月分、会計年度任用職員に対しては勤勉手当を支給、町長、教育長、議員については、期末手当を0・1か月分引き上げる。

問　**国の行政職の俸給を100とした場合の本町職員のラスパイレス指数はいくつか。**

答　本町職員のラスパイレス指数は92・4（県内43番目）。県内市町村の平均は94・6である。

問　**町長、副町長、教育長、議員の給与について、県内町村での順位は。**

答　町長、副町長、教育長は、県内第1位、議員については、県内第5位となっている。

問　**今回の給与改定は、若年層に幅広く手当てしたとのことだが、高卒及び大卒の初任給はどのくらい上がるのか。**

答　高卒初任給で1万2千円、大卒初任給で1万1千円、全体平均で4千円の増となる。

公共施設利用料金の改定

解説　益城町公民館及び交流情報センターの使用料、総合運動公園テニスコートの夜間照明使用料、四賢婦人記念館入館料、保健福祉センターの使用料について、受益者負担の適正化と利用者の利便性及び施設利用率向上の観点から料金を改定する。

4月から入館無料となる四賢婦人記念館

条例等への賛否討論

反対者　**甲斐議員**

町長等の給与、教育長の給与、議員の報酬等の改正及び益城町公民館条例の改正について反対。

私の調査では、町長・副町長・教育長の給与は県下で第1位、議員給与は第2位であるため、期末手当の引き上げに反対する。

さらに、公民館条例の改定では、飯野・津森・福田各分館の使用料を1時間あたり100円から150円に引き上げるものだが、公民館は地域の生活に密着した活動拠点であることから、使用料を上げることに反対する。

賛成者　**稲田議員**

町長等の給与、教育長の給与、議員の報酬等の改正及び益城町公民館条例の改正について賛成。

町長・教育長・議員の給与等の改正については、人事院勧告に基づく特別職の国家公務員の給与改定に伴う条例改正であるため。

益城町公民館条例の一部改正は、町使用料等審議会で審議後、適切と判断されたものであり、賛成する。

工事請負契約、指定管理者及び請願等の審議

今回は、工事請負契約の締結及び変更、指定管理者の指定、公有財産の取得及び請願等について審議し、請願については不採択、その他の案件については可決した。

工事請負契約の締結

○工事の概要
熊本地震で被災した、益城町公民館、男女共同参画センター、地域ふれあい交流館を複合して建て替え
○工事名　益城町複合施設整備工事
○工期　契約締結の翌日から令和６年３月31日まで
○請負者　（株）佐伯建設熊本支店
○工事概要
建築本体工事一式
電気設備工事一式
機械設備工事一式
外構土木工事一式
○契約金額　約14億７２７８万円

建設予定の役場仮設庁舎跡地

指定管理者の指定等

指定管理者の指定

○管理を行わせる施設
町営住宅、地域活性化住宅及び福祉住宅　１０４８戸
○指定管理者となる団体
町営住宅管理共同企業体
代表　（株）キューネット
○指定期間
令和６年４月１日から令和11年３月31日まで

問　**これまでの管理センターが町外にあったことから不便であり、さらに入居者の１人住まい、高齢化に対する見守りについてはどうなるのか。**

答　役場東側への管理センター移転を予定されている。高齢者の見守りについては、指定管理予定者に依頼している。

町民憩の家の指定期間の変更

解説　「町民憩の家」の指定管理期間は、令和６年３月31日までとなっているが、現在「町民憩の家」のあり方を検討中であり、指定管理期間を１年間延長する。

公有財産の取得

解説　産業団地を整備するため、すでに計画されている地域の一部を新たに用地取得する。
○取得する土地
グランメッセ熊本の北側
○取得面積
２０１５㎡
○購入価格
２，６１９万５千円。

町道の路線認定

解説　今回認定される下辻住宅２号線は、複合施設の建設に伴い、施設の西側に新設する路線である。

あり方検討中の町民憩の家

DV等支援措置に関する請願

解説　DV等支援措置とは、DV被害者を保護するために、加害者に対して、被害者の住所を秘匿する措置であるが、措置の運用について、改善を求める請願が「NPO法人こどもあい」から提出され、賛成少数で不採択とした。

請願への賛否討論

賛成者　野田議員
DV等支援措置とは、本来DV被害者を保護するものだが、今回、配偶者などを一方的に加害者に仕立て上げるような事案があったことにより、措置運用の改善を求める請願が提出されたものである。DV等支援措置そのものは、本町が行ったものではないが、今後、措置の運用について十分理解して行って欲しいとの趣旨で賛成する。

反対者　木村議員
DV加害者とDV被害者の関係性について、本町では判断できない。今回の場合、これを認定したのは他の市町村であり、本町ではわからない。
また、本措置決定にあたっては、当然、警察や児童相談所との十分な協議後に決定されていると思われ、決定した市町村に尋ねるべきで、本町は法律に基づき行っており、請願に反対する。

常任委員会レポート

総務

複合施設整備工事契約等可決

総務常任委員会では、付託された13議案について執行部から説明を受け、慎重審査の結果、原案のとおり可決した。

審査の主な内容としては、債務負担行為補正での益城幼稚園改良事業について、第二幼稚園との統合によるものかとの質疑があり、長寿命化を図るための工事であるとの説明があった。

収納率向上対策事業費の水道料金システム端末追加について質疑があり、債権管理の一元化の取り組みとして、まずは来年度から強制徴収公債権である下水道の使用料と受益者負担金の滞納分について、税務課が徴収することで収納率を向上させていき、今後は、その他債権も税務課で集中的に管理し、収納率向上に努めていきたいとの説明があった。

高卒及び大卒の初任給について、いくら給料が引き上げになるのかとの質疑があり、高卒の初任給が1万2千円、大卒の初任給が1万1千円の引き上げになるとの説明があった。

複合施設の工事費の復旧復興にかかる事業ごとの内訳について質疑があり、復旧にかかる災害復旧費が11億8千万円程度、復興にかかる防災面強化等の部分として2億6千万円程度が緊急防災減災事業、その他単独事業として3400万円程度との説明があった。

視察した四賢婦人記念館については施設の概要及び取り組みについて説明を受けた。

益城幼稚園については、長寿命化工事の概要について説明を受けた。

四賢婦人記念館の説明を受ける

福祉

「町民憩の家」のあり方に関する住民アンケートを集計分析中

福祉常任委員会では、付託された7議案について、執行部から説明を受け、慎重審査の結果、原案のとおり可決した。

DV等支援措置に関する請願については不採択とした。

子ども医療費助成金増額はインフルエンザ等が年間を通して増えたためと説明があった。

仮設団地用地農地復旧工事設計業務委託料の積算根拠について、これまでの実績による参考見積りであるとの説明があった。

介護認定審査会費の車両購入費について、介護認定調査員の増員によるものと説明があった。

水道事業会計補正予算について、水道管修理用材料について、復興事業等を優先するため、老朽管更新計画が進んでいない影響によるものであるとの説明があった。

「町民憩の家」のあり方に関する基礎調査については、住民アンケートを集計分析中であるとの説明があった。

7月3日の豪雨被害による山崩れで本堂が倒壊した浄恩寺を視察し、大量の土砂災害廃棄物の処分等について、現地において説明を受け、町道の復旧工事も行われていたことを確認した。

津森小放課後児童クラブ設置について、11月28日に完成し、12月18日から利用開始との説明を受けた。

新設された津森小児童クラブを視察

建設経済

町営住宅管理センターを益城町へ設置

建設経済常任委員会では付託された7議案について、慎重審査の結果、原案のとおり可決した。

令和5年度一般会計補正予算中、備品購入費についての質疑があり、大型の有害鳥獣捕獲器であると説明を受けた。また捕獲後のイノシシやシカの運搬方法について検討するよう要望があった。

街路事業費の委託費について質疑があり、益城東西線の現在の状況及び今後の整備方針について説明があった。

交通広場整備予定について質疑があり、益城復興事務所と調整し、今年度中に一部工事を着手したいとの説明があった。

その他、天君ダム管理協議会負担金について並びに、林業施設の工事請負費について質疑があった。

産業団地整備予定地の用地取得状況については、現在交渉中の箇所もあるため、詳細は控えさせていただくと説明を受けた。

広安小学校トイレ改修工事の請負契約の変更について質疑があり、床のコンクリートが予定より厚かったこと、経年劣化していた側壁コンクリート部の撤去・回収の費用が生じたためと説明があった。

町営住宅指定管理者の指定について、管理センターは役場東側への移転が予定されていると説明を受けた。

視察した益城東西線、南北線道路改修工事現場では、各路線の今後の事業計画の内容について説明を受け、都市計画道路との交差点は、ラウンドアバウトによる計画となっているとの説明を受けた。

南北線道路改修工事現場を視察

《12月議会での議案等に対する賛否の状況》

	議案名	結果	坂井金次郎	木村正史	西山洋一	上村幸輝	冨田徳弘	下田利久雄	松本昭一	吉村建文	甲斐康之	野田祐士	宮﨑金次	坂田みはる	中村健二	稲田忠則	渡辺誠男	荒牧昭博	榮正敏	議長 中川公則
予算	専決　令和５年度益城町一般会計補正予算（第５号）	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
	令和５年度益城町一般会計補正予算（第６号）	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
	令和５年度益城町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
	令和５年度益城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
	令和５年度益城町介護保険特別会計補正予算（第２号）	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
	令和５年度益城町下水道事業会計補正予算（第３号）	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
	令和５年度益城町水道事業会計補正予算（第２号）	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
条例	益城町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
	益城町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
	益城町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
	町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定	可	×	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	—
	教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定	可	棄	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	—
	議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定	可	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	—
	益城町公民館条例の一部を改正する条例の制定	可	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	—
	益城町交流情報センター条例の一部を改正する条例の制定	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
	益城町総合運動公園テニスコートの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
	益城町四賢婦人記念館条例の一部を改正する条例の制定	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
	益城町保健福祉センター条例の一部を改正する条例の制定	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
	益城町福祉住宅条例の一部を改正する条例の制定	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
	益城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
契約・その他	公有財産の取得について　（産業団地用地）	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
	工事請負契約の締結について（複合施設整備工事）	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
	工事請負契約の変更について（広安小トイレ改修工事）	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
	町道の路線認定について	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
	指定管理者の指定について（町営住宅・地域活性化住宅）	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
	指定管理者の指定の期間の変更について（町民憩の家）	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
	DV等支援措置に関する請願	不採	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	×	×	×	×	×	×	×	—

○：賛成　×：反対　棄：棄権　欠：欠席　可：可決　否：否決　同：同意　採：採択　不採：不採択

※議長は賛否同数の場合を除き、通常の採決には加わりません。

一般質問で何回も取り上げていた液体ミルクの備蓄は

200ミリリットルのボトル缶タイプを98本購入し、庁舎4階の備蓄倉庫に保管している

吉村　建文議員

本町における小中学生の不登校問題について

吉村　本町における小中学生の不登校の現状と、対策や取り組みはどうなっているのか伺う。

教育長　令和5年10月末時点での不登校の状況は小学生が13人、中学生が59人。不登校への取り組みは大変重要であると認識しており、教育支援センター、いわゆる「フレンドネット」を町内2か所に開設して、6人の不登校支援員を配置し、対応にあたっている。

液体ミルクの備蓄はどうなったのか

吉村　一般質問で何回も取り上げていた液体ミルクの備蓄については、既に完了したとのことだが、どこに、どれ位備蓄されているのか。

庁舎4階の備蓄倉庫に98本を保管

町長　液体ミルクについては、本年8月に200ミリリットルのボトル缶タイプを98本購入し、庁舎4階の備蓄倉庫に保管している。

吉村　備蓄品のデジタル管理をして、在庫ミスや混乱を防ぐ意味でDX化した自治体があるとの報道があったが、備蓄倉庫を多数配置している本町にあっては、どのように取り組んでいくのか。

町長　備蓄品の数量や保存期間などの在庫管理は、「エクセルデータによる管理表」を作成し、定期的に精査を行っている。

　今後も、災害対応や、被災者対応のDX化はますます重要視されてくると認識しており、国や県、他市町村の動向などを注視し、必要に応じて対応していく。

災害時の使用に適した液体ミルク

高額療養費制度について

吉村　国民健康保険における高額療養費の申請手続きの簡素化について、町民の皆様に周知徹底がまだできていないのではないか。

町長　本町では、簡素化手続きの申請受付開始以降、窓口で個別に手続きの案内をしてきたが、今後は、ホームページに加え、広報ましきや回覧板等も活用して、さらなる周知を図る。

高速道路下の新たなボックス（トンネル）の進捗状況は

吉村　広安西小学校の高速道路を抜ける通学路について、歩行者用の新たなボックス設置を念頭に、関係機関との協議を進めていると回答されていたが、現状はどうなっているか。

現在のボックスのすぐ南側に設置することが最適と判断

町長　児童の通学経路の観点などから、新たなボックスは自転車と歩行者の専用ボックスとして、現在のボックスのすぐ南側に設置することが最適であると判断した。

　現在、ネクスコ西日本からおおむねの了承を得ているところで、今後、覚書の締結などを含めた最終的な協議を進める。併せて、警察その他の関係機関と協議を行うとともに、工事着手に必要となる詳細設計を実施したいと考えている。

　現時点で具体的なスケジュールは申し上げられないが、1日も早い工事着手に向けて取り組む。

高速道路下のボックス

地方公務員法の懲戒処分の適用に至らない場合の指導上の処分規定が必要ではないか

職員の懲戒処分に関する指針を定めており総合的に判断し指導上の訓告や口頭注意を行っている

上村　幸輝議員

職員に対する独自の懲戒規定と表彰規定が必要ではないか

上村　9月議会で、職員の業務中の事故についての質疑の折、懲戒処分には当たらないため何の注意処分も行っていない、と回答された。

明らかに職員の注意力不足等が見受けられる場合は、社会通念上の注意処分等を行うべきであり、また人材育成上も必要である。地方公務員法第29条第1項の職員の懲戒処分に関する規定適用までは至らない場合でも、指導上の処分として、町独自の規定が必要ではないか。

また、やる気を持った職員のモチベーションを上げ、個々の能力向上を図る上で、表彰規定を設けてはどうか。職員の能力や資質の向上は住民の利益につながるものである。

「良いことは良い、ほめたたえ能力を伸ばし育み、悪いことは悪いと反省を促し、その後の活躍の糧にしてもらう」、しっかりとした使命感と倫理観溢れる優秀な人材育成に努めていただきたい。

役場庁舎

「益城町職員の懲戒処分に関する指針」を定めており、口頭での注意を行っている

町長　「益城町職員の懲戒処分に関する指針」がある。本指針に訓告や口頭注意に関しての明示はないが、懲戒処分までに至らない場合、過失の軽重・職責等を勘案して書面による訓告や口頭注意などの適否を判断しており、今回の事故では、事情聴取と今後の作業手順など、所属長と当該職員に対し口頭での注意・指導を行い、再発防止の徹底を指示している。

表彰規定・提案制度については現在運用しており、これまで34件の提案に対し18件の表彰を行い、創意工夫と意欲の高揚を図っている。

不登校児童生徒の対応対策はできているか

上村　平成30年度から今年度途中までの過去6年、35人、45人、61人、69人、96人、（令和5年度は10月末時点で）72人と不登校児童生徒数増加は深刻な状態である。不登校の前兆に早く気付き、手を差し伸べ、その根本要因を探り、その要因を取り除く、もしくは軽くすることが求められる。対応対策はできているか。

フレンドネットと併せ「愛の1・2・3＋1」という取り組みを行っている

教育長　フレンドネットの「ミナテラス」と「こがみ舎」で、今年度45人の利用者がある。また、学校では欠席1日目に電話連絡、2日目に家庭訪問、3日目に対応チームの立ち上げ、プラス1として10日目までにスクールカウンセラー等の関係機関につなぐ「愛の1・2・3＋1」という取り組みを実施している。

一人一人の児童生徒が安心して学ぶことのできる学校環境づくりで、不登校の解消に向け真摯に取り組む。

写真はイメージ

森林環境譲与税を中山間地の環境整備に

上村　来年度から住民税に上乗せし、森林環境税千円が徴収される。国税だが、森林荒廃対策や地下水涵養機能維持等のため、森林環境譲与税として市町村へと配分される。

アンケート等により、地域に合わせた環境整備に活用できないか。

町長　森林組合等が森林経営計画に基づき行う間伐等に係る自己負担の一部助成や、住民参加型による竹林整備等が他自治体で実施されている。

活用にあたっては、他自治体の事例も参考にしながら本町にあった森林整備等に計画的に取り組んでいきたい。

一般質問

地震の復興で膨らんだ町債(500億円)はきちんと町民に知らせるべきではないのか。情報操作か

年度当初の予算調書の中や決算報告時の決算カード、財政状況資料集をホームページで公表している

宮崎　金次議員

今後厳しくなる財政を、町民に丁寧に説明し、町挙げて乗り越えるべきだ

宮崎　今後、本町の財政状況は、熊本地震で膨らんだ町債(借金)を返済するための公債費(借金返済)は、令和6年度約25億円、7年度約31億円、10年度には約40億円に増大すると見積もられる。

　このため、なぜ財政が厳しくなるのか、毎年大きな額の公債費をなぜ支払うのか。その原因である町債の状況をきちんと町民に説明すべきではないか。

町債の状況等についても機会を見つけて町民に知らせている

町長　中期財政見通しには未償還残高(町債残高)は記載していないが、各年度の当初予算書の調書に地方債の状況を、決算報告時に決算カード、財政状況資料集等を作成し、ホームページ上で町民の皆様に、しっかりお知らせしている。

宮崎　これまでは歳入の町債(借金)が歳出(返済)より大きかったので、収支はプラスであったが、その差が当然町債の500億円増となっている。膨らんだ厳しい財政状況を、町民と一緒に乗り越えるためにも、町民に町債残高を積極的に説明すべきと思うがいかがか。

町長　予算書の中や決算時、さらに財政状況や資料集を作成し公表している。町債残高が他の町村より突出しているのは承知しているが、単に金額だけで判断できるものではなく、国からの財政措置による支援もあり、町の負担は大きく軽減されている。

安永中井出排水ポンプの完成に伴い、地元から3点要望があった

宮崎　安永住民念願の中井出排水ポンプが完成し、水害の心配が無くなったと大変感謝している。しかし、7月3日の集中豪雨後、新たに要望が出た。

①排水ポンプの自動作動開始時期(水深1m)を水深50から70㎝へ早めて欲しい。

②町道で冠水する元理髪店前の20㎝嵩上げ。

③秋津川を浚渫し、1m掘り下げて欲しい。

以上の3点が地元から要望として出ているがいかがか。

要望を関係機関と調整し、可能なところは実現する

町長　①現在水深1m以下にすると故障の原因になる恐れがあり、今後、ポンプメーカーの技術者と調整し、可能であれば水位を下げたい。

②町道の嵩上げについては、まず排水ポンプの効果を見極め、その後、嵩上げに伴う周辺への影響等を考慮し、必要な対策を検討する。

③秋津川の流下能力増加につながる河川改修は現時点では困難だが、堆積した土砂の浚渫を県にお願いしている。

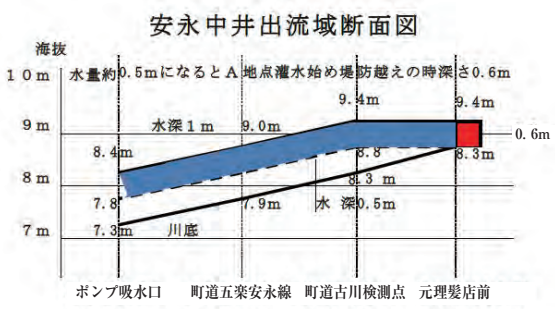

令和5年度　中期財政見通し

【歳入】　(単位：億円)

区分（ただし）	R4決算額	R5見込額	R6見込額	R7見込額	R8見込額	R10見込額
町税、地方交付税等	99	97	100	102	106	107
町債（臨財債除く）	47	38	47	24	18	12
国庫支出金等、その他	98	90	70	64	68	63
歳入合計　A	244	225	217	190	192	182

【歳出】　(単位：億円)

区分		R4決算額	R5見込額	R6見込額	R7見込額	R8見込額	R10見込額
義務的経費	人件費	22	21	23	21	22	22
	扶助費	21	18	19	19	19	20
	公債費	21	22	25	31	37	40
	うち地震分	9	10	13	17	20	23
投資的経費		78	68	86	57	48	32
その他の経費		77	88	72	72	70	69
歳出合計　B		219	218	224	200	196	183
未償還(町債)残高		488	506	531	527	510	460
財源不足額(A-B) C		25	7	▲7	▲10	▲4	▲1

一般質問

木山仮設団地跡地の利活用は今後どうするか

仮設団地の撤去後には、法令により農地に復旧する必要が生じた

西山　洋一議員

木山仮設団地跡地の利活用方策の検討状況は

西山　3月の定例議会で住宅、公園、生活利便性施設を組み合わせた一体的な開発を検討するとのことだったが、仮設住宅の撤去も終了し、今後の利活用方策の検討状況はどのようになっているのかを伺う。

現時点では開発の最終的な結論を導くまでには至っていない

町長　木山仮設団地跡地を含むエリアは、復興を推進する「核」となるエリアとしており、公共サービス、生活インフラ、道路交通網、商業施設など人々の暮らしに必要な都市機能をバランスよく整えて、町民が地域での暮らしを楽しめる環境を作ることが重要と考えている。

　しかし、TSMC関連工場のさらなる進出の動きに伴い、関連企業の進出や住宅需要の増加をいかに町内へ取り込めるかが大きく関係してきた。

　これらの動きを十分に考慮し、慎重かつ適切に検討を進める必要があり、現時点では開発の最終的な結論を導くには至っていない。

西山　当初の構想どおりに進まなければ、他の仮設団地跡地のように農地へ戻さざるを得ないのか。そこで構想実現に向けてどのような課題があるのか。また、木山仮設団地跡地が当面どのようになるのか伺う。

法令により農地へ復旧する必要が生じた

町長　当該地は農用地区域であり、かつ市街化調整区域のため、開発には関係機関との調整などに相当な期間が必要となる。場合によっては、国や県への要望も必要となると認識しており、数年の期間を要することも考えられるが、一日も早く検討が進むように全力で取り組んでいく。

　木山仮設団地跡地は災害により例外的、一時的に農地以外の用途で使用されたもので、目的終了後は法令により農地へ復旧する必要が生じた。地権者の皆様には、長年にわたり大切な土地をお貸しいただき感謝を申し上げる。この地の利活用ビジョンをできるだけ早く示し、関係者の皆様に丁寧に説明していく。

解体を終えた木山仮設団地跡地

地域公共交通ネットワークの充実を

西山　9月の定例議会で利用者の意見も十分に聞きながら、これからの地域公共交通ネットワークの充実に努めていくとのことだったが、1月から導入される小峯木山コミュニティバス「ありがたカー」と乗り合いタクシーとの連携、そして運転免許証を持たない高齢者に配布しているタクシー券の存続も含めて、幅広く町民へのアンケート等を実施して、地域公共交通ネットワークの将来像を描いてはどうか。

安心して移動しやすい公共交通ネットワークの構築に努めていく

町長　空港周辺地域では都市計画道路の4路線の進捗など様々な環境変化も想定され、これらの環境変化に合わせ、必要に応じて将来像を示しながら、公共交通も柔軟に対応し、町全体を見渡して見直しを進めていく必要がある。

　今後もタクシー券の利用状況なども考慮しながら、安心して移動しやすい公共交通ネットワークの構築に努めていく。

小峯木山コミュニティバス

一般質問

区長（自治会）は町と対等なパートナーだと考えるか

自治会は町の下部組織ではなく、町と対等な関係である。区長と行政の相互尊重と自立により、まちづくりが実現できる

坂井金次郎議員

行政区嘱託員の業務説明等を適切に行っているか

坂井　区長への嘱託員委嘱は、私人との業務委託である。委託に際し、業務説明等を適切に行っているか、また区長は対等なパートナーだと考えるか。

町長　適切に行っている

5月の新旧嘱託員会議で嘱託員業務の説明を行い、前任嘱託員からの引き継ぎにより詳細を補完している。

内容の大幅な変更時は、事前説明や委託内容の変更を行う。公務員の服務規程が適用されないことも説明している。

また、区長（自治会）は、対等な関係だと認識している。

住民主体のまちづくりについて

坂井　都市計画運用指針は、地区計画への住民の主体的関与を望んでいる。町の取り組みを伺う。

町長　公聴会、公告・縦覧で意見を聞き、地域の声を反映している。都市計画法第16条第3項による原案申出制度の条例制定には至っていない。地域住民からの地区計画への提案・申出・相談等の状況により検討する。

浄恩寺横の土砂崩れ（治山予定）

土砂災害警戒区域の境界線引きは防災工事の完了により変わるか

坂井　都市計画法第34第11号（集落内開発区域）から土砂災害警戒区域が原則除外となった。

影響が大きい場合、県への防災工事は申請できるのか。また、防災工事完了により、警戒区域の線引きは変わるか。

町長　地形の変化がなければ境界線引きの変更はない

集落内開発に関係なく、採択要件に合致すれば申請できる。土砂災害警戒区域は地形による指定なので、地形変化がない限り変更はない。工事の完了等により、範囲が解除される可能性はある。

市街化調整区域の空家対策について

坂井　市街化調整区域で、都市計画法第34第11号（集落内開発区域）に指定されていない集落の人口維持対策として、空家の流動化があるが、町の現状を伺いたい。

町長　令和2年度に市街化調整区域の飯野・福田・津森で地区空家調査を行い、86件を確認した。この内危険空家については、補助金により除却を促進している。

空地についても数多く確認されたため、令和7年度に空家・空地バンクの設置を予定している。

空家については、熊本県開発審査会付議事項取扱方針第36、37号に該当すれば、空家の用途変更が認められる。

既存の宅地では、（県の「指定既存集落の利用されていない宅地について、利活用を可能とする基準」に該当すれば）自己居住用の開発・建築ができるようになった。

※この地図は参考資料です。詳細は、都市計画課窓口でご確認ください。

他に、要望書への途中経過連絡、町道南木崎線の治山工事申請を質問。

空港の開港時間延長で夏祭りの花火は、今後どうなるのか

町の発展には、空港の時間延長も花火も欠かせないものと考える

木村　正史議員

くまもと空港開発構想の今後について益城町はどうする

木村　昨年、熊本空港開発構想について質問したが、「地元の方が飛行機に搭乗せずとも行きたくなるような空港」とのコンセプトを聞いた。今後も商業施設の充実が図られるようだが、本町との関わりがどうなるのか伺う。

　また、「大空港構想」において周辺の活性化、ひいては県全体の発展につなげていくと県ホームページに載っている。

　先日の熊日新聞で新規路線誘致や貨物強化のため、運用時間延長の記事を見かけた。熊本空港周辺5市町村への説明を行うとあったが、町長の考えを伺う。

空港周辺の活性化、にぎわいづくり推進に努める

町長　今後も熊本国際空港(株)や空港周辺市町村等と連携し、にぎわいづくりや情報発信の場所として活用し、誰でも立ち寄りたくなる空港となるよう、連携・協力していく。

　また、大空港構想は、九州の中央に位置する空港とその周辺地域一体を「大空港」と捉え、地域の可能性を掘り起こし、その最大化を図ろうとする構想である。

　現在、熊本空港の運用時間は、14時間となっており、九州各県の空港より短く、見直しを求める要望がある一方、騒音等で苦労をされている空港周辺の方々には、ご理解をいただく必要がある。このため本町では、各校区区長会長等に、延長見直しについて説明した。

　空港周辺では今回策定された新大空港構想やＵＸプロジェクトの推進、ＴＳＭＣの進出に伴うさらなる産業の集積が期待されるなど、大きく状況が変わりつつある。

　これを最大のチャンスと捉え、空港周辺の活性化、にぎわいづくりの推進に努めていく。

阿蘇くまもと空港ロビー

木村　空港の開港時間の延長で夏祭りの花火はどうなってしまうのか。

難しい問題ではあるが、夏祭りに花火は欠かせないものと考える

町長　県より「花火の打ち上げに関しては、所管の国土交通省に確認する」と回答を受けた。航空法の規定もあり難しい問題だが、夏祭りに花火は欠かせないものだと考えるので、国土交通省をはじめ、関係機関と調整を行っていく。

夏祭りの花火は夏の風物詩

国道443号の拡幅はどうなる

木村　国道443号の拡幅について、前回質問した際、「必要と考え、県に対し強く要望を行なっていく。」とのことだったが、その後、県からの回答はあったのか。また、町長の考えを伺う。

今後も、あらゆる機会を通じて、県に対して強く要望していく

町長　ＴＳＭＣが進出するセミコンテクノパークと本町を結ぶ国道443号の整備は、人流・物流を促進し、従業員の住まい確保のためにも重要であることを直接県知事に申し上げたところである。

　また、要望に対して検討を進める旨の回答が県よりあった。今後も県に対して強く要望していく。

一般質問

子どもの権利を守るため行政がなすべきことは、「子どもにとって最善なこと」を考え行動することでは

人権侵害に対しては、自治体の責務として権利の回復に努めること

野田　祐士議員

子どもの権利を守るための行動の考え方

野田　子どもの権利条約には、子ども時代を自分らしく健康的に安心して豊かに過ごせるよう54条文がある。区分として、「生存」生きる権利、「発達」育つ権利、「保護」守られる権利、「参加」参加する権利である。

　また、条約第3条には、「児童に関するすべての措置をとるにあたっては、公的もしくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局または立法機関のいずれによって行われるものであっても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする」とある。つまり行政は【子どもにとって何が最善な措置か、必要なことであるか、を理解して行動すべき】であるということだ。そこで、本町では子どもの権利を守るための行動について、何をもって決めているのか。

写真はイメージ

七つの具体的な取り組みを進めている

町長　町では、①成長を一貫して支える体制づくり②安心して妊娠出産・育児ができる環境づくり③就学前、学校教育の充実④学校・地域・家庭が連携した子育てサポート⑤一人一人の支援体制強化⑥安全と防犯強化⑦親子で楽しめる環境整備を行っている。

DV等支援措置の運用について改善すべきこと

野田　DV等支援措置とは、配偶者からの暴力（DV）、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為から被害者保護のため、相手方からの「住民基本台帳の一部写しの閲覧」「住民基本台帳の写し等の交付」「戸籍の附表の写し等の交付」を制限する支援措置を行うこと、である。しかし実際の運用については様々な問題が発生している。【人権侵害】に発展した益城町での実例として

　虐待を行った加害者側の人が、DV等支援措置を悪用して支援措置の手続きを行ったことで、DV被害者という立場にすり替わり（加害者と被害者が逆転）、一方的に加害者を作り出した、というケースだ。知らぬ間に「加害者と被害者があべこべになる」と思われる事案が発生した。

　本事案では、本来ならDV被害者で未成年の女児が、逆に加害者とされたことで、子どもの人権までが侵害された結果だ。益城町は「DV等支援措置の適用については町外で決定された」ため、町の知り得るところではない、との説明だ。しかし運用は益城町が主体であったことから、女児は自ら町担当者に対し、DV被害とネグレクトについて直接相談し、助けを求めている。益城町はこの女児の悲痛な叫びに対して耳を傾け、理解しようとしたか。また、真実を見極めるための再調査を行ったか。

事務処理に問題はなく、検証は行っていない

町長　DV等支援措置は、ドメスティックバイオレンス、ストーカー、児童虐待などの行為に対する被害者保護のためのもの。本町では被害者を保護し、安全と権利を確保することを目指している。支援決定に係わる事実確認を行ったのは他自治体で、町においてもその必要性を再度確認しており、支援措置に関する事務処理については、問題ないことから検証は行っていない。ただし、窓口対応については丁寧な説明対応ができるように徹底していく。

野田　現状に対する理解、そして子どもにとって最善な措置と行動を執り行うように要望する。ぜひ本件の問題点を検証し、今後に活かしていくことが重要と思うがいかがか。

町長　本件は、個別案件であり、裁判により和解も成立し、解決済みであると認識している。

上益城５町の、民間業者による産廃焼却施設計画で地元を中心に反対運動が起きている

「環境アセスメント」の実施により、より良い事業となるよう注視していく。県に対しても町の意見を提出している。

甲斐　康之議員

産廃焼却施設の動向、住環境の影響悪化を懸念

甲斐　御船町上野地区に上益城５町の一般ごみ焼却施設が計画されていたが、県主導で、大栄環境（株）と「石坂グループ」が設立する新会社「シムファイブ（株）」による、民間運営の産業廃棄物焼却施設へと変更された。これにより、処理施設の規模拡大が予想され、地元では「何も聞いていない」「話が違う」など戸惑いの声が上がっている。

　シムファイブの資料によると、産業廃棄物が92・5％に対し一般廃棄物は7・5％にしか過ぎない。産廃物は九州一円からの搬入も可能性があると計画されている。

　施設への、搬出入車両が１日６６０台往復する「交通」「排ガス」の影響、また、施設からの排気ガスによる「大気汚染」「地下水汚染」「地下水汚染」などの「風評被害」による農作物への影響も心配され、地元を中心に住環境への悪化を懸念し反対運動が起きている。

　「環境アセスメント」の意見を注視し、監視活動や意見をぶつけていくことが大事である。反対運動や住環境への影響懸念を町はどのように捉えているか。

「環境アセスメント」を注視、住環境へ影響が出ないよう、県に意見を提出している

町長　住民の方々から「交通増加」「大気汚染」「地下水汚染」「景観悪化」など、住環境への影響懸念が出されている。これらの影響について、民間業者が実施している「環境アセスメント」において、環境影響など住民の方々から意見を聞き環境保全対策を実施することになっている。これにより事業計画がより良いものになり、不安にも対応できるものと考えている。「環境アセスメント」を注視し熊本県に対し意見を述べ、適切な予測・評価が実施されるよう要望していく。

産廃焼却施設予定地（御船町上野地区）

国民健康保険税の負担軽減を求める

甲斐　国保税が高く、引き下げを求める声がある。国民の３割が加入しており「国民皆保険制度」の重要な柱になっている。国保は、所得は低いのに保険税は高く「協会けんぽ」や「組合健保」に比べ「不公平」で重い負担を強いる制度になっている。

　国保税の負担軽減のために、
・「均等割」は、赤ん坊にも掛かっている。18歳以下の廃止。
・県下一高い平等割の見直し。
・一般会計法定外繰入を行う。

　町の年間の国保税は、県内平均に比べ２万７２９５円も高い。

　現在、基金を２億円繰り入れできており、負担軽減を求める。

国保税の引き下げは難しい

町長　「平等割」は高くなっているが単年度赤字だったので平成30年度に改定した。今後、高齢化等で医療費の伸びや、被保険者の減少を考えると、国保財政基盤の強化のための財源確保が必要である。よって、国保税の見直しは現状では難しいと考えている。

国保滞納状況の見解と改善対策はどうか

甲斐　滞納世帯数は県内自治体の平均を大きく上回っており、差し押さえ世帯数も急増している。「短期保険証」「資格証明書」も近辺自治体を上回っている。

　国保には、法定減免制度があり、世帯所得により「７割」「５割」「２割」の減免割があり、国保世帯数の53％になっている。滞納者には納付を促す督促状や催告書が発送されるが、差し押さえ世帯への対応は、どのような措置を行っているか。

滞納世帯の財産・収入を調査して対応している

町長　再三の交渉に応じず納付しない滞納者は、財産・収入調査を行い、資力があり納付が可能と判断できる世帯については給与・預金などの差し押さえを行っている。資力がなく納付が困難な世帯は、執行停止をするなど、きめ細かな対応に努めている。住民への福祉的配慮など徴収緩和措置を状況に応じて柔軟に行っている。

一般質問

選挙に関する出前授業開催の意義をどう考えるか

若者たちの投票参加につなげることを目的に、出前授業を実施した

坂田みはる議員

中学生に行った出前授業の成果は

坂田　選挙に関する出前授業を通して、子どもたちの投票に対する心のハードルを下げ、将来の投票参加につなげる取り組みが行われたと聞くが、詳しい内容と、出席人数は。選挙投票に対する意見としてどのようなことが挙げられたか。また、来年度も開催するのか、中学卒業後についての対応はどうするのか伺う。

選挙の重要性については理解をいただいたのではないかと思っている

町長　若者たちの投票参加につなげることを目的に、町立中学校に通う3年生363名に向けた出前授業を実施した。

授業の要旨として、「投票に行って意思表示をしなければ自分たちの世代に向けた政治を行ってもらえない恐れがある」ということを伝えている。

特に、「若者の投票率が全国的に低迷していること」「選挙当日以外にも期日前投票や不在者投票の仕組みがあり、様々な投票機会があること」の2点について詳しく解説している。

資料は選挙管理委員会が独自に作成し使用した。出前授業後、木山中学校の生徒から「投票に行くことの必要性を感じた」「投票に行けなくてもいろいろな方法で投票できることが分かった」との意見・感想があり、選挙の重要性について理解をいただいたのではないかと思っている。

「出前授業の継続開催」については、選挙管理委員会では、学校側と協議や調整を行いながら、来年度以降も取り組んでいきたいと考えている。

有権者への投票を促す啓発活動が必要

坂田　中学卒業後、高校3年間のブランク後18歳以上の有権者にどのような啓発活動ができるのか。また、「二十歳の集い」の式典で選挙管理委員会から、若者の選挙投票の意義を訴え再確認していただきたいと思うが、いかがか。

町長　平成28年の法改正で、有権者の条件が満20歳以上から18歳以上に繰り下げられた。そのため、既に有権者となり、2年が経過する20歳の節目の式典で、選挙管理委員会からの講話を行うことは、タイミングを逸しているとの判断から割愛された。

18歳以上の有権者に対する啓発活動については、「二十歳の集い」での啓発活動は大変有意義であると思う。このため、「二十歳の集い」の式次第の中に選挙管理委員会の話を入れる予定はないが、選挙啓発ブースを設け、選挙に関する冊子を配布する予定である。

また、本年度から親子連れ投票を推進している。

今後、選挙に関する様々な啓発事業を実施する中で、さらに改善や工夫を行っていきたいと考えている。

通学路の安心安全対策について

坂田　益城中学校周辺の道路はまだまだ安全確保に至っていないが、惣領橋付近の拡張工事が進み始めている。完成により安心して登下校ができるようになると思う。益城菊陽線からの抜け道に使われることも多い、小学生の登下校道路の、益城中学校南側に面する通学路側溝の安全性の見直しをしていただきたい。

水路を管理する関係担当課等と、その対応について検討する

教育長　6年ほど前に、益城中学校が南門からの通学を認めていた際、学校側から要望を受け、一部の側溝に蓋をするなどの安全対策を実施した。蓋が設置されていないカーブの箇所は道幅がやや狭く、車の離合等により登下校時の児童に危険が及ぶ可能性も考えられる。

教育委員会としては、今後、水路を管理する関係担当課等と、その対応について検討していきたいと考える。

益城町議会議員視察研修レポート

令和5年11月15～17日
岡山・香川・大阪地区

初日は、岡山県総社市役所を訪問し、災害の対応及び支援について研修した。平成28年の熊本地震の折、総社市には本町の陸上競技場に、一大テント村の開設・運営により避難者を助けていただいた。平成30年７月に総社市を襲った豪雨災害においては、そのお返しも含めて、本町が職員を派遣し、避難所運営などで支援を実施。その縁で同年11月に「災害時における相互応援に関する協定」を締結している。

研修では、平成30年７月豪雨災害時の映像を交え、具体的な対応について説明をいただき、豪雨で被害を受けた河川のその後の状況などを伺った。

また、総社市では、大規模災害による被災地の支援について、条例を制定していることや、支援予算を毎年1,000万円計上していること等を伺った。本町においても、昨年７月豪雨により甚大な被害を受けたことから、防災先進地の総社市の政策は大いに参考になった。

1

2

1 総社市の支援によるテント村　2 豪雨災害時の状況（総社市）

２日目は、瀬戸内海に浮かぶ香川県の直島を視察した。

直島は、町おこしの一つとして、芸術（直島文化村構想）を採用している。直島にある地中美術館、ベネッセハウスミュージアム等を研修した。海外からの観光客も多く見られたが、地元住民との関わり合いが少ないような印象を受けた。観光面が弱い本町であるが、こうした町おこしの方法もあると考えさせられた。

３日目は、大阪府環境産業振興センターの「おおさかATCグリーンエコプラザ」を視察した。ここでは企業によるさまざまな最新環境ビジネスの取り組みが紹介されており、専門のスタッフによる詳しい説明を受けた。防災関連の展示も数多くあり、企業誘致や防災備蓄品などの参考になった。（文責 坂井）

香川県直島のかぼちゃのアート作品

後編記集

明けまして
おめでとう
ございます

▼紛争等により世界情勢が不安定さを増す中、国内では新年早々、大地震、航空機事故のニュースが立て続けに飛び込み、衝撃的な令和６年の幕開けとなりました。

お亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りしますとともに、被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

▼本町の復旧・復興も順調に進んでおり、土地区画整理事業や道路整備と併せて、これからのまちづくりがどのように進んでいくのか楽しみです。

▼菊陽町を中心とする半導体関連企業の進出に伴い、周辺地域でも住宅や道路環境に大きな影響が出ることが想定され、本町もその対応が必要となってくるものと思います。

▼まだまだ寒い日が続きますが、体調には十分気を付けていただいて、今年が町民の皆様にとりまして幸多き年となることをお祈り申し上げます。

担当　西山洋一

議会広報編集特別委員会

委員長	宮﨑	金次
副委員長	西山	洋一
委員	甲斐	康之
委員	下田利久雄	
委員	木村	正史
委員	坂井金次郎	

令和５年12月　益城町議会だより 清　水

発行／益城町議会（議長　中川公則）　編集／議会広報編集特別委員会
〒861-2295 熊本県上益城郡益城町宮園702　TEL096-286-3351（直通）　FAX096-286-4523
印刷／ホープ印刷（株）

この議会だよりはエコマーク商品の再生紙をつかっています